

さあ行くべ、明日を創るこの一票

第24回参議院議員通常選挙

選挙権年齢が18歳に引き下げられます



第24回参議院議員通常選挙が、6月22日に公示され、7月10日に投票が行われます。

国政選挙は、わが国の未来を託す代表者を選ぶ大切なものです。候補者や政党の公約などをよく検討のうえ、忘れずに投票しましょう。

また、今回の選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳の方も選挙権を得ることになります。若い世代の意見を政治に反映させるためにも、大切な一票を投票しましょう。



■投票日・投票時間

▼投票日
7月10日(日)

▼投票所
投票は市内38か所で行われます。
(10頁に投票所一覧を掲載)

▼投票時間
午前7時～午後7時

投票所の閉鎖時刻は、1時間繰り上げ午後7時までです。
※次の投票区では、さらに1時間繰り上げ、午後6時までとなります。

- ▼鷹巣地区 田子ヶ沢、葛黒
 - ▼合川地区 摩当、鎌沢
 - ▼森吉地区 浦田、前田、巻瀨
 - ▼阿仁地区 吉田、銀山水無、荒瀬、伏影、根子、比立内、中村
- ◇投票所名の変更(鷹巣第2投票区)
(変更前) 中央公民館
(変更後) 旧中央公民館
※名称のみの変更で建物は同じです。

■北秋田市で投票できる方

投票することができる方は、次の条件をすべて満たしている方です。

- ①平成10年7月11日以前に生まれた方
(満18歳以上の日本国民)
- ②平成28年3月21日以前から北秋田市区域内に引き続き住んでいて、住民基本台帳に登録されている方

〇入場券のご確認を 入場券が届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。また、投票の際は入場券を忘れずにお持ちください。

△平成28年3月22日以降に北秋田市へ転入の届出をした方は、転入前の市町村で投票していただくことになります。

▽北秋田市に住民票を置いたままで就学・就職等のため北秋田市を離れ、就学・就職等先の市区町村に住んでいる方は、投票できません。

■不在者投票

投票することができず、次の条件をすべて満たしている方は、不在者投票をすることができます。

- △北秋田市で投票することができない方は、1期日前投票「制度をご利用ください。」
なお、投票する日に満18歳に達していない方は投票ができませんので、確認される場合は選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ◇期日前投票の期間と場所
▼北秋田市役所本庁舎3階
平成28年6月23日(木)から平成28年7月9日(土)まで
(時間) 午前8時30分～午後8時

■不在者投票

仕事や旅行、住所移転等で選挙期間中に北秋田市で投票することができない方は、滞在先の選挙管理委員会に出向いて不在者投票をすることができます。

投票は2種類行います

■投票の種類

【参議院秋田県選出議員選挙】
候補者の氏名を記入してください。
【参議院比例代表選出議員選挙】
名簿に記載されている候補者の氏名又は名簿を届け出ている政党名を記入してください。

①秋田県選出議員の投票

投票用紙は黄色



候補者名
北秋田一郎

②比例代表選出議員の投票

投票用紙は白色



候補者名
北秋田二郎
または
政党名
〇〇党

※期日前投票をされる方は、事前に入場券裏面の枠内に必要事項を記入しご来場ください

期日前投票は、投票区を問わず、どの投票所でも投票できます。

第24回参議院議員通常選挙

- 【期日前投票ができる期間・時間】※各投票所の期間・時間をご確認ください。
- 市役所本庁舎
6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時
 - 合川・森吉・阿仁庁舎、前田公民館
7月1日(金)～7月9日(土) 午前8時30分～午後7時
 - いとく鷹巣ショッピングセンター
7月1日(金)～7月9日(土) 午前9時～午後7時

期日前・不在者投票宣誓書兼請求書

私は、表記選挙の当日、次の理由に該当する見込みのため期日前・期日前投票をする場合は必ず事前に記入

氏名(自署)	請求日 平成28年 月 日
北秋田市の住所	北秋田市
滞在先住所	
連絡先電話番号	
理由(該当する番号を○で囲んでください。)	
1	仕事・学業・地域行事の役員・本人又は親族の冠婚葬祭
2	投票区の区域外へ外出・旅行・滞在
3	病気・負傷・出産・身体障害等のため歩行困難
5	住所移転のため、他の市区町村に居住

【お問い合わせ】北秋田市選挙管理委員会事務局 614(直通)

平成28年2月21日以降に転出された方がいるご家族の方へ、転出された方の選挙人名簿登録

- ◎転出された方の選挙人名簿登録
2月21日以降に北秋田市から転出された方 ↓ 北秋田市又は転出先のどちらか(北秋田市から入場券が届かない場合は、転出先の選挙へご確認ください)
- ▼3月22日以降に北秋田市から転出された方 ↓ 北秋田市

※北秋田市の選挙人名簿に登録されている転出者については、転出先の住所に入場券を送付します。転出された方への周知にご協力をお願いします。

◎帰省が困難な方は不在者投票を遠距離のため、投票日当日及び期日前投票が困難な場合には、不在者投票ができます。皆さんからも投票の呼びかけをお願いします。

滞在先で不在者投票をする場合は、投票所入場券の裏面「期日前・不在者投票宣誓書兼請求書」に連絡先等を記入のうえ、封書で北秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

なお、投票用紙の郵送手続きに日数がかかりますので、請求は早めにご済ませてください。

また、不在者投票の指定を受けた病院・施設に入院・入所されている方は、その病院・施設で投票ができます。

■郵便による不在者投票

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている身体に重度の障害のある方や、介護保険証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方で「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、郵便による不在者投票をすることができます。

■開票会場は鷹巣体育館

開票は、投票日当日の午後8時30分から鷹巣体育館で行います。駐車場が狭いため、車でのご来場はできるだけご遠慮ください。

■お問い合わせ

北秋田市選挙管理委員会事務局

☎62-6614